

住宅用火災警報器の設置について

住宅火災による死傷者の減少を図る目的に、消防法及び都留市火災予防条例が改正され、全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられます。

火災警報器はどこに取り付けるのですか？

火災警報器は、天井や壁に取り付けることができます。

* 取り付けについての詳しいことは、機器の取扱説明書をご覧ください。

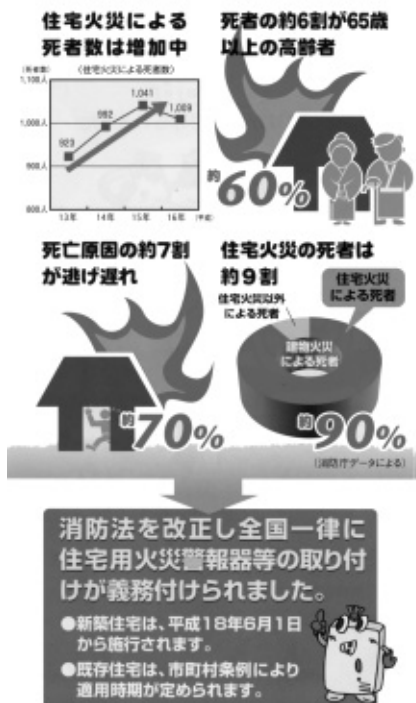


取り付けが義務付けられている所・・・寝室・階段
取り付けをおすすめする所・・・台所・全ての居室

《適用時期》

- ・新築住宅…平成18年6月1日から
- ・既存住宅…平成23年6月1日から

なぜ火災警報器が必要なのですか？



問合先

都留市消防本部 予防査察担当
 ☎(43)1119

AED(自動体外式除細動器)の講習を受講してください

消防本部は(財)救急振興財団から「AED訓練用キット」の寄贈を受けました。

AEDとは、心臓が^{けいれん}痙攣したように細かく震え、血液を送り出す機能が失われる重い不整脈(心室細動)に対し、一時的な電気ショックで震えを取り除く装置で、自動体外式除細動器といいます。

このAEDは、平成16年7月の法改正により一般市民でも使用することが認められました。このため、不特定多数が集まる事業所等には特にAEDの設置が望まれます。

消防本部では、普通救命講習会などにこのAED講習を取り入れ、市民による応急手当の救命率の向上を図りたいと考えています。受講を希望する方は、下記により消防本部に連絡をお願いします。

普通救命講習会 3時間講習(AED講習含む)

AED講習会 1時間講習(普通救命講習受講者に限る)

問合先 消防本部消防課警防担当または消防署 警防担当

☎(43)1119



住宅用太陽熱高度利用システム補助制度応募受付中！

補助対象者

集熱器の総面積75㎡までのソーラーシステムを設置される方。

補助金額

集熱器の総面積に応じた補助金が受けられます。

補助額の目安

6㎡で約10万円、75㎡で約125万円

(補助金額はソーラーシステムの型式により差が生じます。)

なお、住宅以外の建物に設置する場合(但し、公共施設は除く。)も対象となる場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

問合先

財団法人新エネルギー財団 太陽熱利用部

〒102-8555 東京都千代田区紀尾井町3番6号

秀和紀尾井町パークビル 6F

☎03(5275)9566

ホームページアドレス: <http://www.nef.or.jp>